

# 猫の飼い主のみなさんへ



## 猫と飼い主の3つの約束

猫の飼い主として、3つのルールを守り、責任を持って飼いましょう



### 1 猫を出さない (室内飼養・所有明示)

猫の屋外飼育は、予期せぬ繁殖や近所からの苦情につながります。

飼い主のいない猫と区別するため、首輪、マイクロチップなどを着けて所有明示しましょう。

### 2 猫を捨てない(終生飼養)

猫の遺棄は犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。

もしも飼育できなくなった場合は、飼い主の責任で新しい飼い主を見つけましょう。

### 3 猫を増やさない (不妊去勢手術)

猫が増えて管理できなくなる前に、不妊去勢手術を受けさせましょう。手術をすれば、繁殖期の鳴き声、マーキング、出会いを求めて脱走するようなことも減らせます。



### 猫の災害対策



災害時に、猫を守るのは飼い主です。

えさと水(5日分)、食器、ケージ、猫トイレ、猫砂、首輪などを一つにまとめて、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

## 飼い主の責任～社会の責任

心ない飼い主が捨てたり、不妊去勢手術をしないまま放し飼いをしているために飼い主がいない猫が増えています。不幸な命を減らすには、飼い主一人ひとりが、責任を果たさなければなりません。



問い合わせ 南相馬市 市民生活部 環境政策課 (環境保全係)  
〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 TEL0244-24-5313



# 飼い主のいない猫について

## 1 飼い主のいない猫への無責任なエサやりはやめましょう

最近、猫による生活環境被害の相談が寄せられています。猫は繁殖力が非常に強い動物です。猫は生後4～12か月で繁殖できるようになり、年2回から4回ほど、1度に4匹から8匹の出産を行うことがあります。不妊去勢手術をしていない猫にエサやりをすると、どんどん増え続けます。また、不適切な飼育や無責任なエサやり等によって周辺的生活環境が損なわれているときは、法律違反になる場合がありますので、不幸な猫を増やさないためにも、飼養する意思のない猫への安易なエサやりは絶対にやめましょう。

## 2 飼い主のいない猫の被害に困っている場合の対処

猫が庭や畑などに入り込み、フンやおしっこをするのは、周囲のどの場所よりも、猫にとって快適な場所だからです。猫にとって快適な場所とは、「探し歩かなくてもエサが簡単にもらえる」、「犬がいなくて、人の出入りが少なく、静かで安全な場所である」、「やわらかい土や砂、芝生があり気持ちよく排便できる」などの場所です。

～猫をどうしても寄せ付けない場所には～

- ・コーヒーかすを散布する。
  - ・飲用酢を散布する。
  - ・たばこの吸い殻を水に浸し、その水を散布する。
  - ・ミカンなどの柑橘類の皮をまく。
  - ・市販の忌避剤を使用する。
- (すべての猫に効果があるとは限りません。)



## 3 地域猫活動について

地域猫活動とは、地域に住んでいる「飼い主のいない猫」をその地域に住む人などが、地域の理解と協力のもとに、「飼い主のいない猫」をこれ以上増やさず、今いる猫がその命を全うするまで地域で適切に管理していく活動です。地域猫活動団体（ボランティアを含む）、行政区などの地域住民、行政が共同して取り組む活動です。

主な活動内容は…

- ・飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施し、新たな繁殖を防ぎます。
- ・エサやりのルールを決めて、エサが散乱しないようにします。
- ・猫用トイレを設置して、フンやおしっこの被害を少なくします。

